

## いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

## 【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

## ●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

| チェックポイント                                                                                                                                                                                   | チェック                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。                                                                                      | <input type="checkbox"/> |
| 実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。                                                                                                         | <input type="checkbox"/> |
| 学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。                                                                                                                                         | <input type="checkbox"/> |
| 学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。<br>・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと<br>・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと<br>・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など                  | <input type="checkbox"/> |
| 校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。 | <input type="checkbox"/> |
| 学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> |
| 「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> |
| 日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。                                                                                                           | <input type="checkbox"/> |
| 様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。                                                                                                                                          | <input type="checkbox"/> |
| 学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。                                                    | <input type="checkbox"/> |
| いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。                                                                                                                    | <input type="checkbox"/> |
| そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> |

●学校の設置者における平時からの備え（p 7～8 参照）

| チェックポイント                                                                                                                                                                                       | チェック                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。                                                                                                   | <input type="checkbox"/> |
| 重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。                                                                                                    | <input type="checkbox"/> |
| 保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。                                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> |
| 学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。                                                                                                     | <input type="checkbox"/> |
| 各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。                                                                                                         | <input type="checkbox"/> |
| 重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。                                                                                                                               | <input type="checkbox"/> |
| 重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。                                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> |
| <b>職能団体等との連携について</b>                                                                                                                                                                           |                          |
| 重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。                                                     | <input type="checkbox"/> |
| 職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。                                                                                                          | <input type="checkbox"/> |
| <b>【公立学校の場合】</b><br>職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。 | <input type="checkbox"/> |
| <b>【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】</b><br>単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。                                     | <input type="checkbox"/> |